

5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

(1) 問題の所在等

児童虐待への対応においては、親子の再統合を実現するなどの観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導を行うことが重要である。

保護者に対する指導については、都道府県が児童福祉法第27条第1項第2号の指導措置をとる権限を有するところ、児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合には、当該保護者は同号の指導を受けなければならない、都道府県知事は、指導を受けない保護者に対し指導を受けるよう勧告することができるものとされている（児童虐待防止法第11条第2項、第3項）。

また、平成19年改正法により、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化として、保護者が指導勧告に従わない場合には一時保護や強制入所等の必要な措置をとり、更には当該保護者について必要に応じて適切に親権喪失宣告の請求を行うものとされた（同条第4項、第5項）ところである。

もともと、保護者の中には、上記のような規定が設けられているにもかかわらず、児童相談所の児童福祉司等による指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない（事案D参照）。

事案D：親権者がその親権（懲戒権）を口実に児童虐待を正当化するなどし、児童相談所の児童福祉司等による指導を受けたり、養育態度を改善したりしようとする姿勢が見られないが、親権を喪失させるのはちゅうちょされるような事案。

(2) 検討すべき論点

保護者に対する指導の実効性を高めるための司法の関与の在り方について、検討することとした。

(3) 専門委員会における議論

児童福祉法第28条の審判において、家庭裁判所から都道府県知事へ保護者指導を行うよう勧告をするだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、併せて家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう、勧告する仕組みが望ましいとの意見があった。

また、裁判所が保護者に対して児童相談所の指導に従うよう勧告すれば、その勧告に従ったかどうかを親権制限の審判など後に続くプロセスにおける判断要素とすることが可能ではないか、そのような運用により指導の実効性を高めることが可能

ではないかとの意見があった。

一方で、司法は行政をチェックするのが本来の役割であり児童福祉法第28条の審判もこうした位置づけのものである。児童虐待防止法第11条第2項の規定により、保護者に対して児童相談所の指導に従う義務が課せられているにもかかわらず、裁判所が保護者に対して行政の指導に従うよう勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり、司法の役割を超えることから、そのような制度を創設することは、法制的に難しいとの意見があった。

これに対して、法制的に、また制度論として難しい面があるのは理解するが、児童相談所の保護者指導の実効性を高めるという目的を達成するために、このような制度を設けてもよいのではないかとの意見もあった。

また、家庭裁判所から保護者に勧告する仕組みを設けることは法制的に難しいが、運用面の対応として児童福祉法第28条審判における家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上伝達することにより、目的を達する方法もあるのではないかとの意見もあった。

この他、保護者指導の実効性を高めるためには、司法関与の在り方のみならず親指導・支援の強化そのものが重要であるとともに、そのような活動を行っている民間団体の育成も必要ではないかとの意見があった。

(4) 検討の方向性

司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面があることから、運用面においてどのような対応をすれば保護者指導の実効性を高められるかについて、検討することが有用ではないか。

(5) 考えられる対応策

児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、家庭裁判所が事案に応じて勧告の内容を保護者に対して事実上伝達することの可否を検討することができるよう、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

あわせて、児童福祉法第28条のケースに限らず、児童相談所が行う保護者指導一般の実効性を高める観点から、児童相談所が行う保護者指導の好事例等についてまとめるとともに、全国の児童相談所に示す等の取組により、保護者指導の内容を

改善するための取組を進めるとともに保護者指導の担い手となる民間団体の育成を進めるべきである。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項 甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

（次ページへ続く）

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

(1) 問題の所在等

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者及び未成年後見人がないときには、未成年後見人の選任で対応しなければならない^{*6}が、現実には、その引受手を確保するのが困難という状況がある。

(2) 検討すべき論点

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のないものに対しても、その福祉のため必要があるときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うことができるものとするのが考えられる^{*7}。

(3) 専門委員会における議論

私人の中から未成年後見人の担い手を探して、見つからなければ児童相談所長が親権を行うというよりも、公的機関である児童相談所長が未成年者の監護等について責任を持つという方が理念として望ましいが、そのためには、単に児童相談所長に親権を行わせればよいというものではなく、未成年者の利益を守ることができるような制度設計について具体的な検討が必要であるとの意見があった。

また、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、広く児童相談所長が親権を行うこととし、一般的に、児童相談所長が未成年の監護等について責任を持つという理念を採用すると、現行の児童相談所の機能を超えることとなるので、慎重な検討が必要であり、現実には未成年者を適切に監護することができるのかなど難しい面があるとの意見があった。

(4) 検討の方向性

*6 ただし、平成19年の児童虐待防止法改正法により、児童相談所長が未成年後見人の選任を請求した未成年者（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対しては、当該児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた（児童虐待防止法第33条の8第2項）。

*7 具体的には、施設から自立した後の未成年者について、未成年後見人の引受手の確保ができず、住居の確保や就職などに支障を来す例があり、そのような場合に、児童相談所長が未成年者を代理したり未成年者自身の行為に同意したりすることができるようにするのが相当であるとの意見がある。

現行法において、児童福祉法第33条の8の規定により、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合において、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求をしなければならないこととされている。

そして、その場合において親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うこととされており、未成年後見人が確保されず、なお未成年者の福祉のために必要な場合には、最終的には児童相談所長が受け皿となる仕組みとなっていることから、こうした仕組みを適切に活用する方向で検討すべきである。

(5) 考えられる対応策

こうした仕組みの徹底を図るとともに、未成年後見人の引受手の確保のための取組等^{*8}の活用が十分なされるよう、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、極力その保護に欠けることのないような環境整備を進めることが必要である。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

*8 法制審議会においては、法人が未成年後見人となることが可能となる仕組みや複数人が共同で未成年後見人となる仕組みについて検討がなされている。

7 接近禁止命令の在り方について

(1) 問題の所在等

ア 平成19年改正の概要

平成19年改正法により、保護者に対する面会・通信等の制限が強化された。すなわち、まず、面会・通信制限の対象が拡大された。同改正前には、家庭裁判所の承認による施設入所等（以下「強制入所等」という。）の措置がとられた場合にのみ、児童との面会・通信を制限することができるものとされていた。しかしながら、實際上、一時保護を行った直後に保護者が強引な児童の引き取りを行おうとしたり、保護者が施設入所等の措置には反対していないものの、児童自身の心身の状況から判断して面会・通信を制限することが適当であるような場合もあることから、一時保護及び同意入所等の場合にも、児童相談所長等において、児童との面会・通信の全部又は一部を制限することができるものとされた（児童虐待防止法第12条第1項）。

また、平成19年改正法では、接近禁止命令（同法第12条の4）の制度も創設されている。児童相談所長等が保護者に対して児童との面会・通信を制限している場合であっても、これに反して保護者が登下校時に児童に接触したり、児童を強制的に連れ帰ったりするような施設外での接触・強制的引き取りの事例や、施設の外からハンドマイク等によって児童に呼びかける等の事例があり、児童の安全や精神・心理面に与える影響が懸念されていた。そこで、強制入所等の措置がとられ、かつ、同法第12条第1項の規定により保護者について児童との面会及び通信の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときに、都道府県知事が、当該保護者に対し、児童へのつきまとい又は児童の住所や児童が就学する学校等の付近でのはいかいを禁止する接近禁止命令の制度が創設され、当該命令を違反した場合には罰則が科されるものとされた（同法第17条）⁹。

イ 検討課題等

平成19年改正の際には、接近禁止命令に対する裁判所の関与の在り方（具体的には接近禁止を命じる主体を裁判所にすることなど）について、引き続き検討を要するものとされた。

また、後述のように今回の専門委員会において接近禁止命令の対象を、強制入所等の場合に限らず、同意入所等及び一時保護の場合並びにそれら以外の場合にまで拡大するのが相当であるとの意見も示されたところである（第3回専門委員会論点ペーパー事案H参照）。

⁹ 法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金である。

そこで、これらの点について検討することとした。

事案H：年長の未成年者が、児童養護施設等から退所した後などに、事実上親権者から自立しているような場合に、親権者が、子につきまったり、その周囲をはいかいたりする事案。

(2) 検討すべき論点

平成19年の児童虐待防止法改正により新設された接近禁止命令の制度について、更に対象を拡大すべきかどうか、命令の主体はどうあるべきかについて検討することとする。

(3) 専門委員会における議論

事実上、自立している年長の一人暮らしの未成年者がアルバイトで稼いだ収入を親が無心しにくる場合や、民間のシェルターで未成年者が生活している場合など、一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいても接近禁止命令が必要な場合があることから、こうした場合に、18歳、19歳など年長の未成年者について、罰則付きの接近禁止命令を裁判所が出すような仕組みが必要との意見があった。

一方で、罰則付きの接近禁止命令は親の権利等に対する強度の制限であることから慎重に検討する必要があるとの意見があった。

また、親子の面会交流については、子の利益を害するなどの特段の事情のない限り、その機会が確保されるのが好ましいものであることも考慮すると、施設入所等の措置がとられていない場合においては、どのような事案について接近禁止命令を認めることとするのか、対象となる事案を適切に線引きするのが難しいとの意見があった。

これに対しては、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉司指導の措置がとられているケースのみを対象とすることとすれば、事案の線引きが可能ではないかとの意見があった。

しかし、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉指導の措置がとられているケースは、通常は親と同居しているケースであることから、接近禁止命令をかける前提を欠いており、親の不当な介入から未成年者を保護することが必要な場合は、まずは親権制限の請求や施設入所等の措置を行うことで対応すべきではないかとの指摘があった。

さらに、事実上自立した年長の未成年者や民間シェルターで生活している未成年者に対する不当な介入は必ずしも親権者によるものだけとは限らないことや、成人

した後も不当な介入は続くと考えられることから、児童虐待防止法では対応できないのではないか、むしろ現行の人格権に基づく差し止め請求によって解決すべき事案ではないかといった意見があった。

この他、現行の児童虐待防止法に基づく、接近禁止命令や面会・通信制限は件数が少ないが、より積極的に活用すべきではないかといった意見もみられたところである。

(4) 検討の方向性

事実上、自立している年長の一人暮らしの未成年者がアルバイトで稼いだ収入を親が無心にくる場合や、民間のシェルターで未成年者が生活している場合など、一時保護や施設入所等の措置が取られていないケースにおいて、親権者の事実上の不当な介入を防止する必要性が高い場合があると考えられる。しかしながら、このような場合であれば常に罰則付きの接近禁止命令を発出することが正当化されるとは考え難く、対象となる事案の切り分けについては、慎重な検討が必要である。そのような中で、指摘されているような必要性を満たすような形で、具体的な制度設計をするのは困難であると考えられる。

一方で、これらの事案においても、一般に施設入所等の措置及び一時保護が行われてない未成年者について親の接近禁止命令をかけた場合には、その後の当該未成年者の監護を適切に行う者による監護が必要となるものであることを踏まえれば、まずは親権制限の請求又は一時保護、施設入所等の措置によって対応することが考えられる。

また、それらによる対応が困難な事情のある場合でも、人格権に基づく差止請求によって対応することが可能と考えられる。

したがって、児童福祉法第33条の7の規定による親権喪失宣告の請求等、同法第33条の8の規定による未成年後見人等の確保の仕組みや人格権に基づく差止請求等について、適切な運用を図ることとしてはどうか。

また、平成20年4月の施行以来、いわゆる強制入所等の措置がとられている場合についても接近禁止命令が発出された事例はみられていない^{*10}。

このように、もっとも命令を発出する必要性が高いと考えられる強制入所等の措置がとられているケースにおいても事例がなく、また罰則付きの接近禁止命令は親

*10 平成20年度の実績は、面会・通信両方の制限が74件、面会のみが27件、通信のみの制限が15件、接近禁止命令は0件。面会・通信制限は一時保護中や同意入所中も可能。

の権利等に対する非常に強度の制限であることから、引き続き現行制度を適正に運用することとし、一時保護又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、接近禁止命令の対象としないこととしてはどうか。

(5) 考えられる対応策

一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいて、親権者の不当な介入により、未成年者の福祉が害されるような場合には、適切に親権制限の請求や一時保護、施設入所等の措置を行うべきであることについて周知徹底することが必要である。

すなわち、一時保護又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、①面会・通信制限を適切に行うこと、②保護者に児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれが認められるにもかかわらず、児童の引き渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の場合には、児童虐待防止法第12条の2の規定に即して、一時保護を加え、さらに児童福祉法第28条の規定によるいわゆる強制入所等の措置に切りかえた上で、さらに接近禁止命令を発出することが可能であることについて、周知・徹底を図るべきである^{*11}。

また、上記の対応に加え、事実上自立した未成年者や民間のシェルターで生活している未成年者への親権者等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底することとしてはどうか。

なお、罰則付きの接近禁止命令の仕組みの創設を含む制度改正の要否については、以上のように現行法の下で可能な対応について周知・徹底を図った上で検討されるべき将来の課題であると考えられる。

*11児童福祉法第28条による施設入所等の措置の承認審判の申立をした場合において、これを本案とする接近禁止命令の保全処分の制度の活用も可能。(特別家事審判規則第18条の2)

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

○ 特別家事審判規則

（審判前の保全処分）

第十八条の二 児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が加えられている児童について同法第二十八条第一項各号に掲げる措置についての承認の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、当該児童の保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

【参考条文】

- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
（面会等の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（次ページへ続く）

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。